

ユニバーサルサービスワーキンググループ（第8回）

議事録

1. 日時

令和6年5月27日（月）17:15～19:26

2. 開催方法

WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

構成員：

三友仁志（早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授）、相田仁（東京大学 特命教授）、岡田羊祐（成城大学 社会イノベーション学部 教授）、春日教測（東洋大学 経済学部 教授）、砂田薫（国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、藤井威生（電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授）、山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、若林亜理砂（駒澤大学大学院 法曹養成研究科 教授）

オブザーバ：

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人全国消費者団体連絡会、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、株式会社オプテージ、株式会社STNet

総務省：

今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、五十嵐電気通信技術システム課長、柳迫事業政策課調査官、石谷事業政策課企画官、渡部事業政策課市場

評価企画官、大堀基盤整備促進課企画官

【三友主査】 皆様、こんにちは。本日も御参加いただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまからユニバーサルサービスワーキンググループ第8回の会合を開催いたします。本日の会議につきましても、ウェブ会議による開催とさせていただきます。一般傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただきます。

まず最初に、事務局よりウェブ会議システムの関係で留意事項をお願いいたします。

【渡辺事業政策課係長】 事務局の渡辺でございます。本日は、御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。なお、音声聞き取りにくい場合等には事務局から声がけさせていただくことがございますので、御了承ください。

本日の資料については、資料8-1から8-4まで及び参考資料8-1でございます。なお、本日の資料8-2には構成員限りの情報も含まれているとのことです。システムにおける表示では、傍聴用の資料を投影させていただきます。構成員におかれましては、構成員限りの情報は、あらかじめお送りしております資料から御覧いただけますようお願いいたします。

以上です。

【三友主査】 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に入ります。本日は、今後の検討に当たりまして、事務局からまず諸外国におけるブロードバンドのユニバーサルサービス制度について御説明をいただきます。その後、質疑、意見交換の時間を短い時間ですが取らせていただきたいと思います。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

【米内事業政策課課長補佐】 それでは、事務局より、諸外国におけるブロードバンドのユニバーサルサービス制度について御説明いたします。

まず1ページ目、おめくりください。今回、今後のユニバーサルサービスの在り方についての議論を進めるに当たって参考になるもの、議論に資すると考えられるものとして、特にブロードバンドのユニバーサルサービスの提供主体の選定方法及び義務について、御覧いただいている、この5か国の制度を調査いたしました。調査対象の5か国として、英仏独そしてオーストラリア、韓国を示しておりますが、英仏独の3か国については、これまでの特別委員会であったり、あるいは本ワーキンググループの議論において度々言及さ

れてきたことも踏まえまして、対象としております。オーストラリアについては、政府が設立している国有企業がユニバーサルサービスの提供を担っているというところ、そして韓国については、御存じのとおり、ブロードバンド大国として、それぞれ参考になると考え、調査対象としているところでございます。

今回の大きく3つの項目について調査を行いました。1つ目については、ブロードバンドのユニバーサルサービスの位置付け、役務の部分で、対象役務であったり、あるいは利用を保障する対象として、固定地点なのか、面的カバーなのかというところ、そして無線技術やモバイルの扱いについての調査を行っております。

2つ目については、提供主体につきまして、その選定方法であったり、選定の結果、そして提供主体が担う義務の内容とか、あるいは退出の規制についてまとめております。

3つ目がブロードバンドの提供条件として、低廉性の要件とか、品質基準といった部分について取りまとめております。

個別の国の制度については、今後、個別に御説明いたします。簡単に全体の概要として、各調査項目の結果について御紹介したいと思います。

まず、位置付けられている役務については、いずれの国についても固定地点を対象としておりまして、技術中立としている国が多いところですが、オーストラリアと韓国については、いずれも原則固定回線と規定されております。無線技術については基本的に認められてはおりますが、モバイルの事業者については、それぞれの理由で対象はまだないという状況になっております。

提供主体につきましては、国営事業者が提供事業者となっているオーストラリアを除きまして、基本的には公募を行っているところでございます。イギリスについては、法令上は国の指定となっているんですけれども、実際は公募を経て、指定する事業者を選定しているというところでございます。

提供事業者が負う義務につきましては、あまねく責務、あまねく提供という形を取っているフランスと、それ以外については、基本的には最終保障提供責務としております。

1点、フランスにつきましては、今、EU指令を国内法とするための制度の詳細を検討しているところでございますので、留意が必要なところです。

提供条件につきましては、低廉性の要件については各国求めているところですが、品質については、速度については実測としているドイツと、速度の要件を求めているフランス以外については、名目の速度条件とされているところでございます。

ページをおめくりいただいて、まずはイギリスの制度になります。イギリスについては、先ほど御紹介のとおり固定地点の接続を対象としておりますが、法令上は明示的に無線技術は排除されておりませんので、仕様を満たせば、基本的にはモバイルであったり衛星というものは可能でございます。ただ、衛星についても、モバイルについても技術仕様を満たすものとは位置付けられていなくて、モバイルについては、例えば、利用可能容量の許容範囲ということで、毎月最低100ギガバイトというところを満たしていないとされております。

固定ワイヤレス通信については、サービスとして認められているところです。

提供主体につきましては、BTとKCOM。KCOMがハル市、BTがハル市以外の地域でユニバーサルサービスの提供事業者となっておりまして、利用資格のあるユーザ、つまり、低廉性を満たすサービスであったり、速度を満たすサービスが提供されていない地域の利用者からの求めがあれば、これらの2社がサービス提供するという状況になっております。

ページ、おめくりいただいて、フランスでございます。フランスについては、繰り返しになりますけれども、EU指令を国内法とするための詳細の制度について検討中でございますので、こちらには、今、最低限の情報のみが記載されているというところで、まず位置付けられる役務については、決まった地点ということで、固定地点を対象にしているところで、これまでモバイル事業者とか衛星事業者が提供事業者として指定を受けた例はございません。ユニバーサルサービスの提供主体につきましては、法令に基づいて公募を行って指定するというところですが、2017年にOrangeが指定されて、2020年については法令に基づく指定というところではなく、Orangeと政府の間で合意された範囲内で提供できるサービスを提供するということになっております。速度に関する具体的な要件は定められておりません。

ページをおめくりいただいて、ドイツですけれども、ドイツについては連邦ネットワーク庁が電気通信サービスが不十分かつ、または安価でないと判断した地域について、供給不足を公式に宣言いたします。そういった地域において、1か月以内に手頃な料金でサービスを提供する意思を表明する事業者がいなければ、供給不足とされた地域の近傍の電気通信事業者の意見を聴取した上で、サービス提供が可能な事業者を検討することとなっております。

すいません。順番が前後してしまいましたが、位置付ける役務については固定地点で、

技術については事業者が自由に選択できるため、有線でも無線でも法令上は問題ないというようになっております。

ただ、ドイツの制度につきましては、法改正がなされた後に、実際に事業者が指定されたという実績がないところでございますので、実際の運用がどういうふうになっているかというところは、ここには特段情報がないという状況です。

提供条件につきましては、実測速度で下り10Mbps、上り1.7Mbpsが設定されているところでございます。

ページをおめくりいただいて、オーストラリアです。

オーストラリアについては、国有事業者であるNBNカンパニーが法定、デフォルトのユニバーサルサービス事業者、オーストラリアの制度の言葉でSIPとなりまして、ブロードバンドを提供しているところです。

位置付けられる役務については、原則、固定地点でのアクセスを保障する有線の技術が想定されているところですが、そういった固定回線によるサービス提供が合理的でない場合については固定無線、または衛星回線を使用可能とされております。移動通信は保障される対象となっておりません。

右のこのイメージにあるとおり、NBNカンパニー以外の事業者がSIPとなることも制度上は認められておりまして、そういったNBN以外の事業者がサービスを提供している場所以外についてはNBNがSIPとしてブロードバンドの接続・供給を行うというところでございます。

NBN以外のSIPに対しては、退出規制の決まりがないというところでございます。

提供条件としては、下り25Mbps、上り5Mbpsが名目速度として設定されているところでございます。

次が韓国です。韓国につきましても、法令に基づいて意見を聴取した上で、電気通信事業者を指定するということで、KTがユニバーサルサービス事業者になっております。対象役務については、固定地点、世帯を基準に有線で提供されるものですが、島嶼地域であったり船舶については無線サービスが許可されています。一方、移動通信については指定されてございません。

提供主体について、KTが最終保障をする事業者として指定されているところですので、利用者が希望した場合、専用システムで、他にサービス提供が可能な業者がないかどうかを確認した上で、他になればKTがサービス提供を行うということになっております。

提供要件としましては、名目速度で下り100Mbpsが設定されているところでございます。
諸外国の制度については以上となっております。

【三友主査】 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、意見交換の時間、5分ほどですけれども、取ってございます。なお、本日もオブザーバでありますNTT持株に加えて、NTT東日本、NTT西日本及びNTTドコモからも会合に御参加いただいております。

それでは、御出席の構成員の皆様の中で、御質問、あるいは御意見のある方は、右下のチャット欄からお知らせください。また、構成員に加えて、オブザーバの皆様からも、何か御発言されたい事項がございましたら、構成員の後にお願いできればと思います。

それでは、よろしく願いいたします。それでは、林構成員、お願いいたします。

【林構成員】 ありがとうございます。名古屋大学の林です。貴重な情報提供ありがとうございました。

スライド4ページで、ドイツの制度を御紹介いただいたと思うんですけれども、このスライド4ページを拝見しておりますと、供給不足が宣言された地域において、手頃な料金でサービス提供を行う事業者がいない場合には、近傍の事業者の意見を聴取した上で適切な事業者を強制して指定できるような仕組みがあるということでございますけれども、これを日本に引き付けて考えた場合に、日本では、特殊会社以外の一般の事業者を強制してサービス提供を義務付けるということになりますと、これは営業の自由の問題に関わってきますので、営業の自由を制約する、高度な正当化理由がないとなかなか困難なのかなと思いました。日本ですと営業の自由を制約できるというのは、主として国民の生命・身体に対する危険を防止・緩和するといった目的であるとか、あるいは福祉国家的に、社会的・経済的弱者を保護する目的だとか、いずれにしてもかなり限定的に解されてきたと思います。この辺り、恐らくドイツでは、営業の自由の位置付けであるとか、あるいは制約法理の点で、議論状況であるとか位置付け、あるいは理念というものが日本とはかなり異なると思いますので、ドイツの制度を紹介いただくのは、非常にインフォーマティブなんですけれども、ドイツがこうだから日本もこうあるべきとも単純に言えなくて、この辺り、両者を同一線上に議論しない方がいいのかなというのが、ちょっと気になったところでございます。以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。御意見として承ります。

続きまして、相田構成員、お願いいたします。

【相田主査代理】 フランスに関して、3 ページ目とかに書かれている2018年12月11日 E U 指令、これは多分ざっくりと、E U のシチズンはこのようなサービスを受けられるようにしなければならないという程度のものだとは思いますが、この E U 指令の内容というのは事務局の方でお分かりになりますか。

【三友主査】 事務局、いかがでしょうか。

【米内事業政策課課長補佐】 御質問ありがとうございます。今この場で E U 指令について御紹介することはちょっと難しいので、後ほど御回答いたします。

【相田主査代理】 よろしくをお願いします。

【三友主査】 ありがとうございます。私の知る限りでは、E U 指令があっても、必ずしも国によってはユニバーサルサービスを実施していないところもございます。

そのほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局、よく調べていただきまして、ありがとうございます。特に 1 ページの一覧表が大変役に立つと思います。固定地点、なおかつ無線の扱いも可であるということが共通事項かと思いますが、加えてファンドの志向については、何か情報を持ってらっしゃいますでしょうか。

【米内事業政策課課長補佐】 事務局でございます。ファンド、交付金の補填の在り方については、各国状況が違うところでございまして、ちょっと今時点で最新の情報という形で調査を行っておりませんので、以前の調査結果ということで、後日、お示しさせていただければと思います。

【三友主査】 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

そのほか、何か御意見ございますでしょうか。オブザーバの方からでも結構でございます。よろしいでしょうか。

もし何かございましたら、後ほどの意見交換の時間に、またお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

本日は、今後のユニバーサルサービスの在り方につきまして、日本電信電話株式会社より御発表をお願いしたいと思います。続けて、事務局からも、今後の固定電話の在り方及びユニバーサルサービス責務に関する検討課題について御説明をいただきます。

まずは N T T から 15 分程度、続けて事務局から 10 分程度、それぞれ御説明をいただき、その後、質疑、意見交換の時間を取らせていただきます。

なお、本日は時間が限られておりますので、恐れ入りますが、進行管理の観点から、残り5分、3分、0分の時点で事務局より合図を出しますので、終了していただけますようお願いいたします。

それでは、日本電信電話株式会社より御説明をお願いいたします。

【日本電信電話株式会社（服部執行役員）】 NTT、服部でございます。本日は御説明の機会をいただき、ありがとうございます。

現在のメタルのユニバーサルサービスから新しいユニバーサルサービスへの移行の考え方について御説明させていただきます。

1枚めくってください。まずは、前回、我々が4月23日に御説明した4つの案のおさらいでございます。代替サービスの提供の仕方で4パターンを我々としては想定しており、左から①は日本全国に光回線電話を提供するパターン、②はモバイルのカバー率を100%にした上で、無線を活用したモバイル網固定電話とワイヤレス固定電話または光回線電話の2面を整備し、お客様の御意向に応じて、どちらでも使えるようにするパターン、③は無線の届くところではモバイル網固定電話を活用しつつ、電波の届かないところについては光回線の電話を整備するというパターン、④はモバイルのカバー率を100%にした上で、モバイル網固定電話で全国をカバーし、ビル影等の技術的に無線が届かないところだけ光回線電話を提供するパターンです。

それぞれの試算結果と結論だけ、一番下に記載していますが、技術的に、どの方法を取っていただいても、御家庭では0ABJ番号での固定電話の活用ができ、パターン②と④では無線が居住エリアに行き渡りますので、外では0AO番号のモバイルも使える環境が同時に実現するというものでございます。

1枚めくってください。現在の固定電話から代替サービスにどのように移行していくかという基本的な考え方でございます。技術的には仕様が異なりますが、どのパターンでも代替サービスとして何らかの形で固定電話の御利用が可能ですので、現在、メタル設備を用いた固定電話を御利用のお客様に、適宜、代替サービスを御案内していくことを想定しております。また、お客様側で固定ブロードバンドのニーズがあれば、固定ブロードバンドの付加サービスであるひかり電話を御利用いただけますので、そちらに移行していただくことも可能と考えております。

1枚めくってください。メタルを縮退し代替サービスに移行していくプロセスに関する考え方でございます。これまで当社プレゼンで申し上げていますが、メタル設備を用いた

固定電話は、今の利用減少のペースを考えると、将来にわたってメタル設備を用いて固定電話を継続して提供するのは現実的でないと考えており、2035年度を目途に縮退を完了し、代替サービスへの移行を行いたいと考えております。

このメタルサービスの縮退に当たっては、加入電話を利用中のお客様に御不便をおかけしない移行の仕方ということで、これからの10年以上の間で、その後半で一気呵成に移行していくのではなく、段階的にお客様が移転や新規の申し込み等、様々なきっかけで代替サービスを御提案していくことで徐々に現在のメタルサービスを減らし、その上で、順次、後年度にエリア単位で面的に移行していくということを、2035年度が近づくにつれて加速していき、最終的には2035年度に完了することを考えております。

一方で、このような段階的な移行を実現するためには、移行勧奨を早期に開始する必要がありますので、早期に代替サービスを何にするかを確定する必要があると考えており、そのような議論を私どもから御提案申し上げているというところでございます。

また、この代替サービス全体でコストミニマムなユニバーサルサービスを実現するためには、現在ユニバーサルサービスとして認められていないモバイル網固定電話も対象となるよう、品質基準の緩和等の技術的な検討が必要になるかと思っておりますので、こちらについても併せて御検討いただきたいと考えております。

このサービス移行のプロセスと並行して基盤整備をしていくわけですが、パターン①と③では、NTT東西の未光エリアを光化することで、光回線電話の提供領域を広げること、またパターン②と④では冒頭でも申し上げたとおり、電波が現在届いてないところでもモバイル網固定電話が提供可能となるようMNO未提供エリアの解消が併せて必要になると考えていますので、2027年度以降、段階的に整備を進めていくことを想定しております。

1枚めくってください。こちらは縮退過程における赤字額でございます。赤字額自体は、構成員の皆様のお手元では御覧いただけているかと思えます。

まず、2024年のメタルの赤字額をお示ししていますが、これは現在の我々の加入電話の交付金考慮前の赤字額を全てのパターンで一律にお示ししています。

一方で、2036年の段階では、前回のプレゼンで移行完了時の赤字額としてお示した金額を記載しており、移行のスピードに応じて、段階的に、年限での赤字額が変化していくというものでございます。

1枚めくってください。これもお手元では、構成員の方しか御覧いただけないのですが、赤字額の経年変化をお示ししています。基本的には、加入者が減少していくに従い、加入

電話の赤字額は拡大していくわけですが、一方で代替サービスの採算性に応じて、採算性に優れた代替サービスに移行していけば、加入者が減少していくことの赤字額を新サービスの採算性が上回り、赤字額が少なくなっていくことが期待されるといったことを、経年変化でお示ししています。

1枚めくってください。これは、試算の前提条件や我々のメタル縮退の考え方の骨子をお示したものです。

まず、代替サービスへの移行ペース、固定電話の減少ペースを一番上のカラムで記載しています。もう1枚めくっていただいた方が早いと思いますが、現在の固定電話のユーザー数の経年推移としては、毎年7%程度で全体数が減少していくことを想定しています。2023年現在では1,130万回線、これが2030年に730万回線、2035年では500万回線となり、2045年になると230万回線となる見込みであり、これは従前のプレゼンでもお示していた数字でございます。

この中で、加入電話として減少していく中、段階的に移行勧奨することで代替サービスへの移行が青からピンクへ進んでいくことを想定しております。現在想定している移行ペースはグレーの網掛けで構成員限りにしていますので、ポイントだけお話をすると、例えば、2030年では代替サービスに200万回線程度を移行した上で、加入電話が530万回線残りますが、後年度においては徐々に面的な移行が進んでいきますので、ピンクへの移行が加速し、2035年には全てピンクの代替サービスに移行するペースを想定しています。

1枚戻っていただいて、他の前提条件ですが、未提供エリアのエリア展開については、2027年度から段階的に開始し、2035年度に整備が完了することを想定しています。

収入については、今の加入電話の住宅用、事務用の加重平均した料金で算出しております。

メタル設備の維持費用については、現在のコストから契約数、設備量の変化に伴い想定される費用単価のトレンドを予測して費用総額を予測しています。代替サービスの維持費用については、直近の光回線電話のコスト単価に固定電話の施設数減少に伴って費用が増加していくことを一定程度織り込んで試算しています。

また、ビル影等の電波不感地域でNTT東西が光回線電話を提供した場合は、前回の試算でも申し上げたとおり、10億円程度の赤字額が発生するだろうと考えております。

他の前提条件については、コスト試算の補足資料と同じ条件を用いて試算しております。

8ページをお願いします。ここからは、電話、ブロードバンドの交付金制度について述

べさせていただきます。

まず、電話の交付金制度ですが、2035年度のメタル縮退が完了するまでの期間については、メタルによる加入電話を引き続き提供していくということに鑑み、これまでの間は、メタルを対象とした現在の交付金制度を維持していただきたいと思います。

また、新たなユニバーサルサービス制度における交付金については、必要十分かつ過大でない交付金制度とすることが、サステナブルにユニバーサルサービスを提供するためには重要だと思いますので、まずは、今後のユニバーサルサービスの在り方の議論の結論を出した上で、その結果を踏まえて交付金制度を御検討いただくことが必要かと思います。

この上で、交付金制度全体としては、サステナブルに制度を維持していくということと、結果としての国民の皆様の負担、この両者のバランスを踏まえて慎重に御検討いただくことが大事かと考えています。

1枚めくってください。最後にブロードバンドの交付金制度についてです。ブロードバンドサービスについては、将来、最終的には世帯カバー率100%の実現を前提とした交付金制度とすることが必要と考えております。また、利用者の利便性を確保しつつ、全体としては、コストミニマムになる仕組みとする観点では、2点大事なことがあるとも考えています。一つ目は、光提供済エリアでは、現在、制度設計が細かく進められているブロードバンドの交付金制度を最大限活用し、各地域で提供している各事業者がサービスを継続していくということ。二つ目は、未光エリアにおいて光を整備する場合に、それぞれのエリアで最も効率的に光を提供可能な事業者、例えば隣接エリアで既に光を提供している主体や、そこにアクセスすることが一番経済合理性が高いと思われる主体が光を提供することで、全体としてコストミニマムになると考えています。

一方で、最も適した事業者が何らかの事情で提供できない、あるいは採算性の悪化等で撤退せざるを得ないといったことが判明した場合には、N T T東西が最終保障提供責務を担うといった場合も考え得ると思いますが、このような場合には、当該事業者の設備のうち、利用可能なものは我々が借り受けることを制度整備いただき、コストミニマムな方法で我々が光を整備しつつ、それにより生じる赤字額は必要十分な補填がなされることを前提としていただきたいと思います。

下にマップをお示ししていますが、現在検討中のブロードバンドの交付金制度では、他事業者の提供エリアに一般支援区域や支援区域外の区域が存在し、仮に当該区域の未整備エリアを光化した場合には交付金を受け取ることができないかと思います。世帯カバー率

100%を目指すにあたり、こうした一般支援区域の中で結果的に光が整備されてない局所的なエリアがある場合や、あるいは支援区域外の区域で、何らかの事情でラストリゾート責務を果たさなければいけないといった状況を想定した場合、当該エリアを光化した際も特別支援区域と同様の考え方で交付金による補填が受けられるよう御検討いただきたいと考えております。

我々からの御説明は以上でございます。どうもありがとうございました。

【三友主査】 どうも御説明ありがとうございました。

続きまして、事務局より説明をお願いいたします。

【柳迫事業政策課調査官】 総務省事業政策課の柳迫です。それでは私の方から資料8-3、今後の固定電話の在り方及びユニバーサルサービス責務に関する検討課題について御説明します。

最初に資料の2ページを御覧ください。こちらは2035年頃に向けたメタル固定電話の円滑な移行と題しまして、先ほどのNTTさんのプレゼン内容も踏まえて、事務局の方でもスライドを作成してみました。

NTTさんからは、2035年度までに、メタルの固定電話の代替サービスへの移行を完了することが示されておりまして、この固定電話の回線数については、NTTさんの資料では、2035年頃までに固定電話の回線数が500万回線残るということですので、赤い矢印で書いてございますとおり、ここの部分を円滑に移行促進することが重要ではないかということでございます。ここで円滑な移行ができなければ、NTTさんの推計にもございまして、2022年度の赤字額マイナス300億円が、2035年度にはマイナス900億円の赤字になるということですので3倍ぐらい増えてしまいますので、ここは重要なポイントだと思います。

2035年度以降にメタルが縮退した姿というところが念頭にあるとはいえ、今回の検討の時間軸は、これまで先生方から、諮問対象である2030年頃までを対象とするという御意見をいただいています。そこで、1ページに戻っていただき、検討課題1-1で、今後の固定電話の在り方についてどう考えるかというところの1つ目が検討の時間軸でございますけど、今回は、2035年頃のメタル設備の縮退を視野に入れつつ、具体的な制度の在り方は、2030年頃までを射程として検討することについてどう考えるかとしてございます。

2つ目が、固定電話の効率的な提供の確保でございます。最初の黒丸のところで、固定電話は、将来的には、ブロードバンドのオプションで提供される光IP電話が中心になると見込まれる一方、固定電話単体サービスは、契約数は一定程度減少しても、残存する利

ユーザーのためにメタル設備の全国的な維持が2030年頃までは必要となつてございますので、N T Tの赤字額の更なる拡大が想定され、こうした残存利用者の移行先の選択肢を拡大し、メタル設備の円滑な縮退を促進する観点から、モバイル網の活用を更に進める等、効率的な維持が必要となる点についてどう考えるかとしてございます。

最後の黒丸につきましては、これを更に具体化したものでございまして、メタル固定電話の利用者の移行先としては、ブロードバンドの利用を希望する利用者については、光I P電話が考えられるが、固定電話単体サービスを希望する利用者には、N T T東西が提供するワイヤレス固定電話・光回線電話に加えまして、M N Oが提供するモバイル網固定電話が対象となり得るところが考えられます。この点を踏まえますと、モバイル網の固定電話をユニバーサルサービスの対象とすることについてどう考えるか、また、これをユニバーサルサービスとする場合は、品質や緊急通報の取扱い等の一定の基準について、どう考えるかとしてございます。

次に、6ページを御覧ください。検討課題1－2でございます。

今後の電話のユニバーサルサービス責務の在り方について、前回、先生方の御意見が分かれたところでございます。

この点について、電話のユニバーサルサービス責務の在り方について、①から⑥までを踏まえてどう考えるかとしてございます。①は、利用者保護の観点にしっかりと留意することが前提であると、②は、①の具体例として、既存事業者が撤退した場合に、空白期間を回避する観点から、あまねく提供責務の場合は、こうした懸念が発生しませんが、最終保障提供責務の場合でも、一定期間前の事前届出や事前周知等で対応することも考えられるとしてございます。③は、メタル固定電話の既存利用者について、代替サービスへの円滑な移行を図ることに留意する必要があるため、サービスの効率的な提供だけでなく、既存利用者の保護を図ることが重要としてございます。④は、③を具体的にどうやって既存利用者を保護するかということですけど、最終保障提供責務を担う者は、そもそも業務範囲の縮小は基本的に自由と考えられますので、メタル固定電話の既存利用者の保護を図りつつ、その円滑な移行を図る観点から、N T T東西の業務区域の縮小には、移行が完了するまでは一定の規律が必要と考えられるとしてございます。⑤は、④と関連して、第一種適格電気通信事業者には、業務区域がある都道府県の原則100%カバーが義務付けられてございますけど、業務区域の縮小の規律と組み合わせて、メタル固定電話の既存利用者の保護をどのように図るかということでございます。最後の⑥は、前回の検討課題でも示し

てございますけど、あまねく提供責務の場合は、責務の発生する区域が明確でございます。他方、最終保障提供責務につきましては、責務が発生する区域か否かの確定に時間を要するという事で、結果的にサービスの提供の遅れにつながるおそれがございますので、これを回避するためには、他事業者の協力を得ながら、時間やコストを要しない仕組みの整備が必要となるとしてございます。これらの点を踏まえまして、電話のユニバーサルサービス責務の在り方について御議論いただきたいと思います。事務局からの説明は以上でございます。

【三友主査】 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。全体で60分ほど時間を取ってございます。本日は議論の内容を整理するために、時間を区切って、最初は資料８－２、ＮＴＴの提供資料につきまして、続いて資料８－３、事務局の資料について、それぞれ御発言いただく形で進めたいと思います。

なお、資料８－２につきましては、構成員限りの情報が含まれているということでございます。

それでは、まず資料８－２、日本電信電話株式会社提出資料につきまして、本日御出席の構成員の皆様から御質問あるいは御意見を受けたいと思います。どうぞ、御意見ございましたら、ぜひお願いいたします。

それでは、林構成員、お願いいたします。

【林構成員】 ありがとうございます。林です。ＮＴＴさんに３点ほど質問、意見がございます。もし御意見があれば伺いたいんですけども。

１点目は、ＮＴＴさんは2035年頃のメタルの縮退を目指していらっしゃるわけですが、引っ越しの際の移転勧奨をしても、サービスの移行というのは虫食い状態になりますので、設備自体は残さないといけないということになると思います。そうしますと固定電話単体だと赤字が拡大することになって、これを他の代替サービスにどう移行するかが問題になるわけですが、ＮＴＴさんの推計では、固定電話のユーザ数について、2035年頃でも500万回線の利用者が残る見込みですが、本当にこれだけの利用者を代替サービスに移行できるのかという点については、まだ未知数なところも多々あるのかなという気がしています。

これは今後のＮＴＴさんの移行計画とその進捗に向けた御努力次第なのかなとも感じています。ただ、ＮＴＴさんの努力にお任せしただけでは、国の進捗管理として関

与不十分だと思いますので、例えばその円滑な移行に向けて、N T Tさんにおいて、まず、その具体的な移行計画を早急に策定すべきであるとは思っておりまして、その上で総務省において、都度都度に、移行計画の進捗を検証する仕組み、例えば電話網移行円滑化委員会のようなものを設けて、そういった場でモニタリングしていくということが必要ではないかと思いました。こういった意見に対して、N T Tさんからもし何か応答があれば御回答をお願いしますというのが1点目です。

2点目は、N T Tさんの資料8ページの新たな交付金制度についてなんですけれども、正直なところ、まだ電話のユニバーサルサービスの在り方の方向性の議論も正直定まっていな段階で、新たな交付金制度の具体的な制度設計を今議論するのはやや時期尚早かなという感じもしまして、もう少し今後の議論を踏まえるべきではないかとも思いました。

この8ページの図ですと、新たな交付金制度というのは2035年頃までのメタルの縮退以前の段階から青色の矢印が走っていますけれども、この新たな交付金制度によって、もしメタルの維持コストをユニバーサルサービスで補填し続けるということになりますと、結果的にメタルの縮退が遅れてしまうことにもなりかねないということにも留意する必要があるのかなと思いました。これが2点目でございます。

最後に3点目ですけれども、前回の発言の繰り返しになってしまうんですけれども、N T Tの試算のパターン②とパターン④というのはこのM N Oの未提供エリアの解消というのをユニバーサルサービスで補填するという前提ですけれども、これまでの議論でも、この点については、関口構成員であるとか私もそうですけれども、慎重な意見が多かったのかなと思っています。M N Oの未提供エリアの解消というのは、電波の割当ての際の開設計画の進捗管理であるとか、個別の割当て条件の遂行といった別の政策ツールで取り組んでいるものでもありますので、このメタルの赤字が膨らむタイミングで更に国民負担を増加させることにならないように留意が必要かなと思いました。

ちょっとコメントめいた感想、質問も少し入っていますけれども、以上でございます。よろしくをお願いします。

【三友主査】 ありがとうございます。明確な御質問は1点目だったと思いますので、1点目につきまして、N T Tのお考えを聞きたいということでございました。

それでは、N T Tさん、お願いいたします。

【日本電信電話株式会社（服部執行役員）】 N T T服部でございます。まず、1点目の移行計画やその後のモニタリングについてですが、林先生からの御指摘のとおり、今回

プレゼンさせていただいた移行ペースやそれがどのように実現していくかはお客様の反応次第なところもありますので、思いどおりにいかない点や移行を進めてみて初めて分かることも出てくるかと思えますので、しっかりした計画を策定し、モニタリングをした上で、軌道修正をしていくことは必要なことだと我々も考えております。

その上で、固定電話のユーザ数が少なくなる中、苦しいながらもサービス提供を続けていくことになるかと想定していますので、移行計画の提出やモニタリングに当たっては、過度な負担がかからない方法で、まずは必要な予実をしっかりと捉えていくやり方を工夫いただければと考えております。

2点目について、交付金は代替サービスに関する方向性が定まらない中、現時点で議論ができないというのはおっしゃるとおりかと思えます。一方で、メタル縮退後の次世代の電話のユニバーサルサービスの提供の在り方について、ラストリゾート責務を含めて責任を負うか否かは、結果として生じる赤字がどのように扱われるのかという点もある程度判明しないと、その責務をどう評価していいのか判断しかねる部分もありますので、少なくとも大まかな考え方が示されたうえで、それを前提に我々も移行計画の対応を固めていくことになるかと考えております。

3点目の無線のエリア拡大に交付金を適用するか否かについては、様々な御意見と議論があることは我々も認識しておりますが、MNOに経済合理性が伴わないことを実施していただく責務とのバランスを踏まえ、どうしていくべきかを議論していただくのかなと考えております。

【三友主査】 ありがとうございます。林先生、よろしいでしょうか。

【林構成員】 はい。ありがとうございます。

【三友主査】 ありがとうございます。続きまして、藤井構成員、お願いいたします。

【藤井構成員】 私も林先生と同じように、移行計画のところについて質問がございます。2点ほど質問がございます。

7ページのところですか、移行計画がありますが、今後10年ぐらいかけて最終的に500万回線移行させるという計画であると思われませんが、これに向けて計画的・面的な移行というのを途中から始めるというお話があったかと思いますが、このフェーズというのは、それまでの引っ越しに比べると、格段に移行させるのが難しくなるのかと考えております。特に固定回線を何気なく使っているような方で、移行先のMNOのサービスなどあまり知らないという方に対して移行していただかなくてはいけないということになると思えます

ので、あまり理解が進まないまま、単にこういうサービスがあるからこっちに移ってくださいと言ったぐらいでは移行してくれないのではないかなと推察されます。

こうなると、NTT東西が、しっかりと各家庭に説明するなどした上での移行というのが必要になると思うのですが、これだけの数、複数あるMNOサービスを丁寧に説明した上で移行してもらうというのは本当にこの期間で現実的に可能なのかというところ、あと、これに対するコストとして、人が説明するというのもあるかと思うのですが、そういうところに対して、しっかりコスト試算をされているのかどうか、この辺りについて教えていただきたいというのが1つ目でございます。

もう一つは今回移行プランのうち、コストが安いのは③④ということがNTT東西さんから示されているところかと思いますが、この中ではワイヤレス固定電話が移行先として考えられてないというようなところで費用が安くなっているのかと推察されます。一方で、ワイヤレス固定電話があった場合は、移行のときに自分の提供するサービスの方に移行してもらうという形で案内ができるのではないかと思いますので、このワイヤレス固定電話があった方が実は移行がスムーズに進むのかなという感じはしています。この辺りについて、今ワイヤレス固定電話、緊急通報の条件がかなり厳しいというところで費用、コストがかさむというところが前の試算のところに入っていたというように思いますが、もし今のMNO各社が提供しているような、モバイルのワイヤレス固定電話の方式というところの要件ぐらまで緩めれば、費用が安くなって逆にNTT東西さんが固定電話を自社提供することというのが考えられるのかどうかというところ、この辺りについて、もし考え方がありましたら教えていただければと思います。

以上2点でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。それでは、NTTさん、お願いいたします。

【日本電信電話株式会社（服部執行役員）】 NTT服部でございます。まず、1点目の御質問の面的な移行をどのように進めるかということについては、御指摘いただいたように移行先の代替サービスがどのようなものかといったことを丁寧に説明できる体制が必要というのは御指摘のとおりかと思います。

我々も全国に営業体制を備えておりますので、そうした体制を活用して周知を行い、代替サービスに関する説明を尽くした上で、2035年度までに移行を完了させたいと考えています。現在のコスト試算では、例えば、具体的にどの程度の稼働が必要でその労務費が幾らといった細かな試算は現時点で含んでおりません。

ただ、そうした周知活動がしっかり行われないと移行が完了できないということは認識しておりますので、今後、移行プランを具体化する中でしっかり計画してまいりたいと考えております。

2点目の御質問については、移行先サービスとしてワイヤレス固定電話をNTT東西が提供の方が案内しやすいため、仮にモバイル網固定電話と同じような仕様で作り直したらどの程度安くなるのかというご質問かと思えます。確かに要件が緩和されれば、現在のワイヤレス固定電話を提供するよりもコストが少なく抑えられるとは考えられるものの、既にビジネスベースでMNO各社から提供されているものを改めてNTT東西のサービスとして作り直すと、結局、改めて開発が必要となり、現在、MNOが提供しているような条件でそのまま提供することは難しくなるかと思えますので、提供サービスがモバイル網固定電話と同じなのであれば、MNOが提供するモバイル網固定電話をそのまま利用いただく方が経済的には最も簡便であり、低コストで済む方法だと思います。

【藤井構成員】 ありがとうございます。MNOに移行させるという手間がどのくらいかというところは、ちょっと私自身がどこまで簡単にできるのかというところ、ちゃんとしたものを持っているわけではないところ、移行が進む時期になると、ユーザに対して移行をさせるために、NTTさんがしっかりやっていただけるのは良いと思いますが、詐欺のようなものが出てきたりとか、いろいろなところが懸念されるところかと思えますので、そういう意味で、あんまり皆さん全然違うサービスに移ってもらうというのはどこまで現実的なのかというところ、そこをしっかりと考える必要があるかなと思った次第でございます。

【日本電信電話株式会社（服部執行役員）】 現在サービスを提供している主体として、仮に移行先がMNO各社が提供するサービスとなる場合であっても、NTT東西として周知はしっかり行いますし、どのようなサービスなのか説明できる体制で臨みたいと思います。

また、契約の手続等の引継ぎが行われるよう、例えば、MNO各社の同意が得られれば、取次ぎの仕組みを整備し、我々からお客様に御案内を行い、契約までスムーズに完了できるような業務フローを作ることも可能ではないかと思えます。

【藤井構成員】 承知しました。ありがとうございます。

【三友主査】 ありがとうございました。続きまして、春日構成員、お願いいたします。

【春日構成員】 私の方からは1点だけ、感想というか意見を申し上げたいと思います。

これは以前にも申し上げたんですけれども、もともと電話のユニバーサルサービス制度というのは、全体の収支が赤字になったことをきっかけに補填が開始されたものだとして認識しております。で、今回、NTTさんのプレゼンで数字とかスケジュール感について、実現性はともかく、お考えの点はよく分かりましたけれども、やはり現状を考えてみたときに、モバイルの事業者さんは黒字幅が大きい状況ですので、NTTさんの方から長期的な視点で経済合理性も考えた上で見直しも行うというようなお話もありましたけれども、今の状況で国民負担を求めていくというのは理解が得にくいのではないかなと思います。「MNOの未提供エリアの解消」については放置しているわけではなくて、電波政策等の政策手段が他にあるわけなので、そちらの方も鑑みてユニバーサルサービスを手段として用いるのはちょっと難しいのではないかなと個人的には思います。以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。大変真っ当なといいますか、そのとおりだと私も思います。ありがとうございます。

続きまして、長田構成員、お願いします。

【長田構成員】 ありがとうございます。私も春日先生の御意見には賛成です。

私の方からちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、メタルの縮退の今後10年間の動きの中で、まずは何か移動のときにとかというお話がありましたけれども、いずれにしろ、どういうサービスを選ぶのかというのは、この時点、何というか、ユーザ側の自由というところがあると思うんです。何かもうユニバーサルサービスの制度としてはこうなんだから、この中から選ばなきゃいけませんというような、そういうことにはなるべきではないと思っておりまして、そこはまずNTTさんに気を付けていただきたいということと、それから先ほどの御説明の中で、他のMNO各社との協力の下に、うまく引き継げるようにというようなお話もありまして、そこも考えていらっしゃるんですねということは分かりましたけれども、いずれにしろ、今、これから残っていく人たちっていう人のことを考えれば、簡単に、もうモバイル網固定電話がありますよと言って、はいというふうにはならない。本当に今までも御指摘ありましたけども、可能性は非常に高いと思いますので、まず、メタルを縮退していくんだということはあちこちに書かれているとはいえ、まだみんなが分かっている理解しているわけではないので、それをきちんと説明しながら、こういう選択肢があるということも丁寧に説明してという段階をある程度追わないと、今後の電話の提供をどうしていくのかという選択肢について、これが絶対の正解ですというのは、私は何か決められないような気がとてもしています。

I P 網への移動のときでも、いろんな課題がどんどん噴き出して、それを一つ一つ丁寧に解消していったという記憶がありますので、何かこう10年後も絶対これが正解と言うためには、もう少しきちんと、もう既に、メタルは10年後を縮退しますということも、きちんとより広く宣言した上で、こういう選択肢がありますということをきちんと提供して、そしてその中でユーザがある程度選んだ中で考えていくって仕組みが必要じゃないかなと私は思っています。以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。長田構成員がおっしゃるとおりで、どうしてもその議論が提供側のロジックになっていますけれども、選ぶのは利用者であるということです、その点を忘れてはいけないということだと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、砂田構成員、お願いします。

【砂田構成員】 ありがとうございます。砂田です。私は最後の9ページ、ブロードバンド交付金制度について御説明があったところに関して、意見を述べさせていただきます。

この図で見ている黄色いエリアの一般支援区域とか支援区域外の区域というところなんですけれども、ここをやる、カバーする事業者として、地元の住民や自治体から見たら、例えば地元のケーブル事業者にやってもらうのが、地域社会の発展のためには、それがありがたいと思っていても、一方で、地元事業者の経営を悪化させてしまうという懸念も抱えていらっしゃる。そういうケースがあると聞いたことがあります。ですので、こういうところは地元事業者が対応された方が、遠くからNTT東西が設備をつくっていくよりは、全体として見ればコストが小さく済むでしょうから、そのときにNTTの提案では特別支援区域並みにというような御提案がありましたけれども、地元事業者の経営が悪化しないような形で、交付金が考えられるのが望ましいと思っています。私からは以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。御意見として承りたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、相田構成員、お願いします。

【相田主査代理】 先ほどの藤井構成員からの御質問に関連して、次の事務局の資料のときに申し上げようと思っていたんですけども、ちょっと繰上げてさせていただきますと、NTTさんの方でもって作業フローのようなものをつくって、各事業者さんにモバイル固定網、固定電話を御紹介するというお話ではあったんですけども、あるお客さんのところに行って確認したところ、そこではAというMNOのサービスしか受けられないことが

分かったので紹介すると。ただ、そのお客さんが今度引っ越して、別の場所に移ったら、そんな遠い距離でなくても、引っ越したら、今度はそこではAというMNOのサービスは電波がうまくかからなくて、Bという事業者さんの方でないと駄目だというようなことになると、最初に引き渡した時点で、N T T東西さんの手を離れちゃうと、お客さん自身がどこのサービスならば受けられるから、その事業者変更の手続というのはしなきゃいけないということであるわけですがけれども、N T T東西さん、既に国際電話なんかは他事業者さんの卸サービスを受けてN T T東西のブランドでお客さんに売っていらっしゃるわけですがけれども、このモバイル網固定電話についても、そういうような形でもって卸を受けてN T T東西のブランド名でお客さんに引き続き提供するというような気はないか、それについてちょっとN T T東西さんの意見を伺わせていただければと思います。以上です。

【三友主査】 それでは、お願いいたします。N T Tさん、よろしくお願いします。

【日本電信電話株式会社（城所統括部長）】 N T T城所です。御質問ありがとうございます。

今の相田先生の御質問の趣旨は、モバイル網固定電話をN T T東西が卸し受けをし、一元的に提供することがあり得るかどうかというものかと思います。

方法論としては、そういった提供手法もあり得るとは思います。一方で、既に各MNOがモバイル網固定電話を提供している中、ワイヤレス固定電話は、モバイル網固定電話にプラスアルファでF A Xや緊急通報の開発を行い、モバイル網固定電話とは別のサービスとして建て付けたものとなります。仮に、N T T東西がモバイル網固定電話を提供する場合、中間コストが発生する卸のメカニズムの合理性の問題や、先ほど相田先生から意見提起いただいたユーザの利便性のバランスを取らなければならないと思っています。

ユーザの利便性の観点では、今後の検討にはなりますが、例えば、利用者が更に引っ越しをした先でもN T T東西が受付を行い、そのエリアで利用可能なサービスを提案し、各MNOに取次ぎを行う仕組みを建て付けられるかどうかといったフィージビリティとセットで今後議論を深めていくことが必要かと思っています。

【相田主査代理】 先ほどからもありましたように、お客さん自身がもう直接契約した方が安いし楽だからそれでいいとおっしゃるんであればあれではありますけれども、やっぱりこれまでN T T東西さんがサービスしていた方に頼んで移っていただくというような実態かと思いますので、その場合にはそういうN T T東西さんのブランド名でもってサー

ビスを続けるというのも一つの選択肢ではないかなと思いました。以上です。

【三友主査】 ありがとうございました。

続きまして、関口構成員、お願いします。

【関口構成員】 関口でございます。少し数があるんですが、ページを追って順番に質問させていただくということにさせていただきます。

【三友主査】 手短にお願いいたします。

【関口構成員】 はい。まず、林先生のご発言と同様に、縮退については、自主的なNTTさんの計画について、電話網移行円滑化委員会のような総務省における委員会において適宜進捗状況の確認をしていくというような形がNTTさんの計画を裏付けるという意味でよろしいのではないかなと思いました。

次に、資料の2ページ目のところから質問させていただきたいと思っておりますが、ごめんなさい、1ページでした。1ページのところで、①についてはワイヤレス固定電話という名称が出てくるんですが、③④ではワイヤレス固定電話が外されております。既存のワイヤレス固定電話をどうするかについて教えてください。

先ほどの質疑の中でいうと、現状ではMVNOとしてNTT東西さんが既にワイヤレス固定電話のサービス提供を始められているわけですね。提供実績がどのくらいあるかについてもちょっと情報をいただければありがたいんですけども。令和4年の2月15日に開催された第25回ユニバーサルサービス政策委員会の資料3-1「ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う交付金制度に基づく補填の在り方について」というNTT東西さんの資料を拝見すると、ワイヤレス固定電話は最大60万回線と想定されており、現在ユニバーサルサービス交付金の補填対象となっている26万回線のうち、ワイヤレス固定電話の対象エリアになるのは13万回線程度と想定されるということで、当時の加入電話1,360万回線の1%はワイヤレス固定電話によって提供するという計画をお出しになっていたいらっしゃるんですね。この最大13万回線について、③、④の場合にはどのようにされるのでしょうか。

私はワイヤレス固定電話の一定程度の維持というのは、NTTさん自身にとっても縮退の促進材料として考えていいのではないかなと思っておりますが、もう邪魔だとお考えなのかどうかについてお伺いしたいと思っております。これが1ページ目に関する質問です。

それから、3ページの一番下のところで、MVNOの未提供エリアの解消が基盤整備で必要だというイメージをお出しになっていたと思いますが、先ほど様々な先生方からも、MVNOの未提供エリア解消の努力というのは電波法の中で行うべきことなんだという御指

摘があって、私も今回の検討の対象からは外すべきものだと認識しております。

MNOに対してユニバーサルサービス義務を課し得るのであれば、未提供エリアの解消というのは今回の議論の対象になり得るかもしれませんが、前回申し上げましたように、電波法の発想というのは期間限定で、周波数帯は認定期間が終わったら、スケルトンにして戻しなさいという発想ですから、その意味ではMNOに対して、そういったユニバーサルサービス義務を課すこと自体が私は反対なので、そうなってくると未提供エリアの解消についても電波法の中で解消すれば足りると私は解釈しておりますので、3ページについては、資料そのものについて違和感があるということをお伝えしたいと思います。

それから7ページ目の、ここの絵なんですけれども、2030年までの数値というのは何となくこんな数字であってもおかしくないかなという気がしているんですが、その後については、いかにもスピードが大き過ぎるし、2035年で残るであろう500万ユーザを全て代替サービスで賄うということは本当に現実的なんだろうかという点は極めて疑問であります。

これにつきましては、接続料の算定等に関する研究会という違う会議ですが、NTT東西さんからのプレゼンテーションで、タイトルは「今後の固定通信分野におけるスタックテストについて」という令和5年5月9日の資料72-6の15枚目に、モバイルOABJ-IP電話の事業者別シェア契約数というのを出示くださっております。2022年のタイミングですけども、ソフトバンクさんのおうちのでんわが79.3%、それから、KDDIさんのホームプラス電話が17.3%、NTTドコモさんのhomeでんわが3.4%となっています。

さらに、ソフトバンクさんのおうちのでんわ契約数の推移も示されており、2022年は68万回線の契約獲得だったと紹介されています。これが79.3%に対応していますので、割戻してやるとモバイルOABJ-IP電話の契約は大体85万ということで100万程度は恐らく現状でも代替サービスの数値なんだろうと思うんです。そう考えると、この代替サービスで2035年までに全部を達成するとしても、500万回線全部を達成するというのは相当厳しいのではないかと考えております。

ここにつきましては、ぜひMNO各社さんにも、このモバイルOABJ-IP電話の事業者別の契約数については開示していただいて、現状が分かるようにしていただくとありがたいんですけれども。いずれにしても、この計画そのものにやや無理があるのではないかと考えております。

次の8枚目なんですけれども、この新たな交付金制度の2035年以降って何に使うのかよく分からないんです。ここは説明をお願いしたいと思っています。少なくとも私は、MN

〇に対してユニバーサルサービス義務は課すことはできないと思ってしまして、この前のページの代替サービスが全て2035年でカバーされるとなると、新たな交付金はMNOに出すことになってしまうんです。MNOにはユニバーサルサービス義務はないので、あくまでも任意業務として各社さんの内部補助の範囲内で進出が可能であれば進出されるというだけですから、交付金の対象がないのではないかって思うんですが、ここについて教えていただきたいと思います。

それから、最後、9ページのところなんですけれども、ここについては、現状で他の固定系事業者さんの提供エリアの中で、もうそれこそポツンと一軒家のような、そこだけに線を張っていくのも非常に長い距離線を張らなければいけないので、ここをカバーされている業務区域内の提供事業者さんですら手が出せないという状況について、確かに、この固定系事業者に進出していただくということはありがたいことであるんだけど、それでは嫌だということになったときに、やはり最後はN T T東西さんに出てきていただかないといけないのではないか。その際に、他の固定系事業者の設備を上手に共有できるようなシステムだとか、工夫できる場所はあると思うんですが、いずれにしても、このような一般支援区域内で未整備のところにN T T東西さんが進出した場合には、一定の補填をするということも含めて制度整備をしておく、十分な正当理由があると私は考えております。以上でございます。すいません、たくさんあって。

【三友主査】 ありがとうございます。ちょっとすいません。時間がもう限られておりまして、質問あるいはコメントを先にいただきたいと思います。

すいません。岡田構成員、よろしくお願いいたします。

【岡田構成員】 ありがとうございます。成城大学の岡田です。時間が限られているようで、私、1点だけ、じゃあ質問させてください。N T Tさんの資料の6ページです。

メタル設備の縮退過程の収支算定の前提条件というのがあって、多分ここでの前提条件が移行期の費用算定に非常に大きな影響を与えていると思うんですけども、ちょっと気になったのが、メタル設備の維持費用の部分で、上から4段落目で、黒塗りもあるんですが、契約数に連動する費用、それから設備量に連動する費用それから契約数、設備量の両方に連動する費用、こういうのがありまして、今後の移行する契約数のシミュレーション、これによって、多分こういう費用の積み上げがいろいろ変わってくるんだらうと、こういうふうに想像しました。

その移行期の赤字額というものも、これも構成員限りの情報なので、今数字は申し上げ

られませんが、そういうものの積み上げで①から④でいろいろ算定額が変わってきていると、こういうシミュレーションが出されていると。

やはりこの想定がこの費用にどのように影響しているのかというところが、ちょっと気になったということで、恐らく移行過程のシミュレーションで、そのエリア単位で一気にごそごとと変わっていけば、移行期の設備量に連動する費用の節約分というのはかなり大きくなるでしょうし、虫食いのようになっていくと、なかなかそこは残存する設備がいつまでも残るということで赤字が膨らむと、あとの総務省さんの資料にもあったけども、何百億というようなこういう赤字が2035年まで、こう積み上がる。やはり金額として非常に大きな金額ですので、800億、900億という数字は非常に大きな金額になりますので、やはりこの移行期がより効率的な形で進められるようにするためには代替サービスの選択肢がどうあるべきかとか、それを移行のプロセスをどのように進めるかということかなり金額が動くのかなというのは想像をしております。腰だめでもいいんですが、どのぐらいのバリエーションがある推定値なのかということについてちょっと感触を教えていただければと思います。私からは以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。おっしゃるとおりでして、ブラックボックスのままで数字だけが出ておりますので、信頼性について疑問の余地がございます。ありがとうございます。後ほどNTTの方から回答いただきたいと思います。

もう一方、若林構成員、お願いいたします。

【若林構成員】 時間がないので、手短に申し上げたいと思います。先ほどから皆様おっしゃっているように、新たなサービスへの移行というのが、マイグレーションの際にも、いろいろなケースで、なかなか変えられないというようなケースがたくさん出てきたということを考えると、やはり予定どおりにはなかなか進まないんじゃないか、逆に進めるとすると非常に需要者側の利用者の負担が大きくなってしまわないかということ懸念しております。

また、それを促すための何かいろいろ説得とか説明をするということについても非常にコストがかかるし、また、さらにそれを監視するための行政的なコストがかかる。そして消費者、利用者側の、それに対応するための負担もあるということで、先ほど来、その提供側のコストの非常に大きな削減ができるんだという御説明はあったものの、そういうものを考えると、なかなかそういう行政コストとか消費者側のコストというのは数値化しにくいものだと思うんですけれども、そういうものも考えるとどうなんだろうかという疑問

を持ったということです。以上です。ありがとうございました。

【三友主査】 ありがとうございます。

それでは、N T Tの方から一連の御質問につきまして、回答頂きたいと思います。

【日本電信電話株式会社（服部執行役員）】 N T T服部でございます。それでは、順を追ってご回答いたします。まず、関口先生からいただいた現在のワイヤレス固定電話を今後どうするのかという御質問については、代替サービスがどのような形で設計されるのかということにも依存しますので、まずは現在の議論を深め、一定の結論が出たところで、代替サービスとして何が主要なものになるのかということに応じて、ワイヤレス固定電話の在り方も検討させていただきたいと思います。

次に、M N Oの未提供エリアの解消がそもそも必要なのかといったコメントをいただきましたが、我々としては4パターンの試算により、新しいユニバーサルサービスの在り方を御提案した関係上、それぞれの在り方に応じたマイグレーションコストを試算したということでございますので、あくまでパターン②や④のように、100%のエリアカバーを実現するためには、M N Oの未提供エリアの解消が前提であり、それを実現するコストを算定したということでございます。

ワイヤレス固定電話の回線数については、別途確認のうえ、構成員限りで回答させていただきますが、モバイル網固定電話については、M N O各社から報告いただくものと思いますので、我々からN T Tドコモ分については御報告させていただきます。

当社プレゼンのスライド8の新たな交付金制度について違和感があるとコメントいただきましたが、これも先ほどのM N Oの未提供エリアの解消と同様の考え方であり、現時点においては代替サービスとして何を選択するか分からない状況の中、我々としての考え方をお示したものです。結果として、赤字額の多寡、あるいはその担い手によっては、交付金が必要になるものの、パターン①から④まで可能性があるという前提であり、誰がサービスの担い手となるかについては別途議論が必要であり、必ずしもM N Oのエリア拡大を必須として交付金制度を御提案したものではないため、御理解いただければと思います。

次に、岡田先生からの御質問は、スライド6の前提条件について、契約数に係るコスト、あるいは設備量に応じたコストは、移行の在り方によって金額が大きく変わるのではないかとということだと思います。

これについて、前提を変えると試算結果がどのように変わるかといったことを一つ一つ御説明することは難しいのですが、概して申し上げますと、一番大きな前提条件としては、

ある年限をもって、最初は引っ越しの都度、移行サービスへの勧奨を進め、ある一定の年限をもって面的な移行を開始するといった前提で今回試算させていただいています。そういう意味では、幾つか御指摘いただいた2035年度に本当に完了できるのか、コストがこの金額に収まるような形で移行が完了できるのかということに関して、一番クリティカルなのは、面的な移行が一定のリードタイムをもって許容されるというのが一番費用には影響が大きいと考えていますので、これが許容いただけるような議論や具体的な準備をしっかりと進めていきたいと考えております。

【三友主査】 ありがとうございます。それぞれいただいた質問に対しての回答として十分でないところもあると思いますけど、時間の関係もございますので、ひとまず、こちらで終わらせていただきたいと思います。

引き続き議論を深めたいと思いますが、残りの時間ですけれども、事務局からの御発表がございました。こちらについて、皆様からの質問をお受けしたいと思います。また、N T Tの御発表との絡みで、両者について御質問いただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、林構成員、お願いします。

【林構成員】 それぞれの論点について1点ずつ意見がございます。事務局から応答があればお願いしたいと思います。

本日のテーマを私なりに要約して言いますと、固定電話の効率的なあるいはサステナブルな提供を追求するという要請と、2035年頃に移行が完了するまでの既存利用者の保護、あるいは選択肢の確保という、この2つの要請のバランスをどううまく図って円滑な移行を進めていくかだと思うんですけれども、その大きな方向性自体はN T Tさんも事務局も共有しているのかなと思いました。

その上で検討課題の1－1の今後の固定電話の在り方についてですけれども、今回の検討の時間軸について、以前も申し上げたところでもあるんですけれども、メタルが縮退する2035年頃を視野に入れつつ、具体的な制度設計はメタル設備の縮退に向けた、その移行期間の前半部分の2030年ぐらいまでを射程にするのがいいのではないかと思います。すなわちそのメタル設備が縮退した後の世界というのは、これだけ技術革新が激しい通信分野で、果たして2035年が本当にどうなっているのかというのは現時点で誰も分からないのではないかなと思います。そういうことを考えますと、N T Tの試算で示されている2035年頃の姿というのは、お示しいただいたこと自体、非常に有用でありますけれども、具体

的な制度設計に当たっては、やはり参考程度にとどめておいた方がいいのかなと思いました。これが1点目であります。

2点目は今後のユニバーサルサービスの責務の在り方についてなんですけれども、前回申しましたように、私は電話のあまねく提供責務というのは見直すべきではないと考えているわけなんですけれども、ただ、私も何が何でもあまねく提供責務を維持せよというようなあまねくありきの議論をしているわけじゃなくて、先ほど申しましたように固定電話の効率的な提供と既存メタル利用者保護の両立を図るという観点が大事ですので、一方で仮に制度を最終保障提供責務に見直すにしても、そしてそれによって固定電話の効率的な提供を図ることを配慮するということにしても、その一方で、NTT東西さんの業務区域の縮小に関しては一定の規律を課すということで既存メタル利用者の保護を図るということができれば、両者のいいところ取りと申しますか、固定電話の効率的な提供をできる限り追求するという要請と既存利用者の保護を図るという要請の両立が図れるんじゃないかと思いました。

と申しますのも、先ほど事務局の説明では移行期間には特殊な取扱いが必要であるということが言われていたと思います。それについて私なりに一つのアイデアを出すとなると、最終保障提供責務を前提とするのであれば、メタル利用者の残る地域では、業務区域の縮小を制限し、退出を制限するということで、あまねく提供を確保するという仕組みにしているかどうかと思いました。

すなわち最終保障提供責務とあまねく提供責務のハイブリッド系というイメージでして、問題はこういうふうに出退規制の規律を書くんだということになると思うんですけど、たしか電気通信事業者は業務区域を変更しようとするときは総務大臣の変更登録を受けなければならないと定めてあったと思うんですけども、その変更登録を総務省で審査する際に、既存メタル利用者の保護を図るという観点を入れていただきたいと。かつ、今の業務区域というのは、たしか都道府県単位をベースにして粒度として粗いものだったと思いますので、その粒度を町字とか非常に小さくしていく必要があると思うんですけども、これは各論的な話ですので、制度設計自体で幾らでも対応できると思います。そういうふうにしてはどうかと、ちょっと事務局の資料を見て思ったところです。もし事務局の方で、こういったアイデアについて何か問題点の指摘とかあれば、御教示頂ければと思います。以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。それでは、事務局から反応をいただければと思

います。

【柳迫事業政策課調査官】 林構成員、御意見ありがとうございます。2点コメントをいただいたと思っております、検討課題1－1につきましては、検討の時間軸を2035年頃のメタル縮退後の世界というのは視野に入れつつも、制度検討の射程として、2030年頃は、まさにメタルの利用者がまだ一定数残っていて、設備もなかなか撤去できないために赤字が膨らむことも見込まれますので、そういったところを視野に入れるべきだということで理解いたしました。

2点目につきましては、前回、電話のユニバーサルサービス責務の在り方というのはあまねく提供責務なのか最終保障提供責務なのかということで意見が分かれたところでございます。あまねく提供責務の主張の根拠としましても、メタルの利用者の移行が円滑に進むようにという趣旨だと理解いたしまして、これを最終保障提供責務に見直した場合に、既存のメタルの利用者が切り捨てられたら困るという御趣旨だと理解いたしました。

先ほどハイブリッド系というお話もあったかと思っておりますので、既存の利用者の保護というのを最終保障提供責務であったとしても、きちんと保護することが確保されることが必要で、業務区域の縮小に対する規制の例として、変更登録で審査をしていくということも考えられると思っております。

実際、業務区域として残っている場合、電気通信事業法の第25条で約款に基づく役務提供義務が発生しますので、そういったところを踏まえながら、最終保障提供責務に見直した場合の既存の利用者の保護をどういった形で実現できるのか、しっかり考えていきたいと思っております。御意見ありがとうございました。

【三友主査】 ありがとうございます。基本的には事務局からの説明内容をより具体的にということだと思います。以前は林先生はあまねく提供責務ということを主張されていたわけですが、今回、そういう何らかの規律を課すことによって、退出に関して、特に条件を付けることによって、最終保障提供責務でもいいのではないかという御意見であると理解いたしました。どうもありがとうございました。

続きまして、岡田構成員、お願いします。

【岡田構成員】 ありがとうございます。成城大学の岡田です。検討課題2点、総務省さんの資料でお示しいただいております、書かれている内容、大変よくまとまっているなという、論点がよく整理されているなと思いました。

1 ページ目の検討課題1－1ですが、まず、検討の射程ですね。2030年頃までを射程と

して検討してはどうかと、こういう御提案、基本、技術の動向等をにらみながら時期を見て見直していくという考え方は基本的に正しいと思います。

ただ固定電話に関しては2035年にメタルを縮退というゴールが決まっている話ですので、当然そこを視野に入れた議論にならざるを得ないだろうと思います。そこを書き方、ここでも一応、視野に入れつつとは書いてあるんですが、やはりこれは、視野にそこまで入れないことには代替サービスの在り方というのは定まってきませんし、NTTさんにとっても代替サービスへの移行のプロセスの戦略を立てることも難しくなると思います。やはりそこはある程度見通した議論が必要ではないかなと感じました。

ただ、もちろん30年頃に見直すという、こういう2段階構え、ツーステップでいくということは、将来の技術を見込んで代替サービスの在り方自身が変わっていくことも予想されますので、それは正しいとは思いますが、ただ、縮退のプランを考えるという、事業者側の戦略をどう立てるかという見地から見ると、やはりある程度先々まで含めた議論もしつつということになるのかなと感じました。

それから2ポツ目ですが、これも基本的には書かれていることに同意するんですが、とりわけモバイル網の活用を更に進めるべきだという、効率的な維持が必要となると、こういうことが述べられているところは非常に正しい指摘ではないかと感じております。そういう意味では、モバイルの固定といったものを積極的に今後の固定電話の選択肢として位置付けていくという、こういう方向性は正しいのではないかな。これが途中経過の試算による変動はありますけども、かなり巨額にわたる赤字というものが見込まれるお話ですので、やはり大事な視点ではないかなと、こういうふうに思いました。

それから3点目ですが、品質とか緊急通報の取扱い等についてもこれは連動する話で、やはりこれを見直さないことには代替的なサービスの在り方ということも定まってきませんので、そういう選択肢がある中で、ユーザの選択がもちろん重要ではあるんですけども、やはりそういう選択肢が十分ある。料金が低廉なものも含めてあるという、こういうような状況がしっかり定めることが大事であろうということですので、この検討課題1-1の3ポツ目、一定の基準の見直しといったことについても、早期に取り組むべき重要な課題ではないかと思いました。

それから検討課題1-2の方ですが、ユニバーサルサービスの責務の在り方、先ほどあまねく提供責務を維持すべきか最終保障提供責務に見直していくかということですが、私は前から申し上げているとおり最終保障提供責務に見直しをしていくべきであると考えま

す。

また、その移行期で空白期間が生じるのではないかと御懸念も当然あり得ると思いますが、そこは、やはり事前届出・事前周知等の規制を設けることで対応するという、②に書かれている御指摘がよろしいのではないかと、このような退出規制とまでは言いませんが退出に当たっての契約上のルールといったものを明確にしていくことによって、かなりの程度、それが緩和できるのではないかと、こういう懸念は緩和できるのではないかと感じました。

それから、すいません、長くなるので以上にします。私からは以上です。ありがとうございます。

【三友主査】 ありがとうございました。御意見ということで承りたいと思います。いずれも大変的を射た御意見であると思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、藤井構成員、お願いします。

【藤井構成員】 藤井でございます。今回の論点とは少し違う点でちょっと気になった点があったので、5ページについて教えてください。これは前回もしかしたら議論あったのかもしれませんが、私、前回お休みしてしまったので、その点で確認事項となります。今回モバイル網を活用した固定電話サービスの品質というところの中の安定品質というところが各社によって品質のばらつきがあるように見られます。それで、もしユニバーサルサービスの代替とするならこの加入電話と同等の安定性というところは最低限必要なのではないかと思うのですが、この辺りの違いというのがどういう理由で出てきているかということと、MNOさんに聞くのがいいのかどうか分かりませんが、NTTドコモさんと、ソフトバンクさんは、安定性が担保できてないような書き方になっているかと思います。これは逆に言えば、混雑した環境だと音声がつながらなかったりとか切れてしまったりするということがあり得るような状況になっているのかどうか。この辺りについて、もし今、答えられるようなら答えていただくことができますでしょうか。以上でございます。

【三友主査】 それでは、2社からお伺いするという事でよろしいでしょうか。

【藤井構成員】 NTTドコモさんとソフトバンクさんをお願いできればと思います。

【三友主査】 まず、NTTドコモさん、お願いしますでしょうか。

【日本電信電話株式会社（大橋料金企画室長（株式会社NTTドコモ））】 NTTドコモの大橋でございます。品質につきましては、当社とKDDI殿、ソフトバンク殿が提供

されている方式に違いがあるのではないかと想像しております。特に、我々においてはデータ通信上で050IP電話を使って、固定電話の転送サービスを提供していますが、他社においてはおそらく携帯電話の音声通信をそのまま使っているのではないかと想像しており、それが品質の基準になっているのではないかと考えております。

また、モバイルを使っており、設置場所の状況に応じて品質の影響を受けますので、その点について信頼性という部分で言及しているものと考えております。

【三友主査】 ありがとうございます。ソフトバンクさん、お願いします。

【ソフトバンク株式会社（山田統括部長）】 ソフトバンクの山田です。ここの品質要件なんですけれども、加入電話であるとか携帯電話といったような役務別に要件が定められているものと理解しております。

私どものサービスにつきましては、加入電話と携帯電話サービスの組合せで提供しているものなんですけれども、その2つの品質要件につきまして、携帯電話については、安定品質について特段の要件が定められておらず、ハイフンといったような書き方をしているんですけれども、加入電話と携帯電話の要件で、より緩い方というか、低い方を採用して、安定品質の方をハイフンにさせていただいたという、そのような経緯がございます。以上です。

【三友主査】 いかがでしょうか。よろしいでしょうか、藤井先生。

【藤井構成員】 もう少し詳しく知りたいところはいろいろあるのですが、今日、時間が多分ないと思いますので、ここまでにします。これがちゃんと代替手段として安定するのかどうかというところは今後もう少し追っていった方が良いかなと思いました。以上でございます。

【三友主査】 分かりました。ありがとうございます。もしよろしければ、後ほど改めて事務局の方に質問として投げただいただければ助かります。よろしくお願いいたします。

砂田構成員、お願いします。

【砂田構成員】 砂田です。ありがとうございます。先ほどの岡田先生の意見にほぼ賛同いたします。時間軸なんです、もうやはり2035年というのが出ていますので、かなりそこまでは考慮に含めつつ行くのが、考えるべきなのかなという感覚を持っています。

それと、モバイル網の活用については、私はこれまで繰り返し言いましたが、積極的に進めるべきという立場でして、品質、緊急通報等についても、前に申し上げたとおり、緊急通報受理機関にかなりモバイル網の固定電話だとか、あるいは携帯だとか、メタルや光

のIP電話だとか、いろんなところからの緊急通報が来ると思いますが、それらの現状をちょっと伺ってみるのがよいのかなと思っております。以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。検討期間については事務局から一つの目途として2030年という年代が示されましたけれども、その先も当然ながら見据えるということは大事だと思います。

NTTさんの御発表の中の9ページにブロードバンドサービスの交付金のお話がありました。その中に世帯カバー率100%の実現を前提とした交付金制度とすることが必要と。2035年以降はここになるわけですから、これに収れんするような形で、今後電話をどういうふうにデザインしていくか、電話のユニバーサルサービスをデザインしていくかということが重要であろうと思います。どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。ちょっとお待ちくださいませ。

若林構成員からお願いして、あとオブザーバの方で御発言があれば今のうちにお手を挙げていただきたいと思います。今、KDDIさんから手が挙がっております。それでは若林構成員、お願いいたします。

【若林構成員】 ありがとうございます。私は空白期間の回避の必要性ということをお前回お話しして、それについても先ほどから御意見が出ていますけれども、事前周知等というのはなかなか、特に対象者となると難しい側面があって、例えばマイグレーションなどもなかなか理解されなかった、周知されなかったというような印象を持っておりますので、もしこのような形で行うのであれば、相当丁寧に行う必要があるなと考えております。

それから、もう一つ、ちょっとここにはない論点ではあると思うんですが、もし現在のNTT法が規定するあまねく提供責務からの最終保障提供責務ということになるとすれば、前回ですか、前々回ですか、あるいは初回からオブザーバの各社からも懸念がされているような敷設設備ということについての維持管理というのは、やはり別途規定が必要かなと思っておりますので、その辺はここで細かく議論するものではないとは思いますが、セットで考える必要があるかなと思っております。以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。重要な指摘だと思います。どうもありがとうございました。

それでは、KDDI、山本さん、お願いします。

【KDDI株式会社（山本渉外統括部長）】 KDDI、山本です。

【三友主査】 あまり時間がなくてすいません。短めをお願いします。

【ＫＤＤＩ株式会社（山本渉外統括部長）】 1点、事務局にお願いがあるんですが、今回のＮＴＴさんから我々がお願いしていたマイルストーンが出てきておりますので、それを踏まえて、我々としての考えも、次回、発表の機会をいただければと思います。これが1点お願いです。とはいえ先出しで、今日気づいた点について、簡単にポイントだけ指摘させていただきます。

まず、ＮＴＴさんから今回出していただいたマイルストーン、これは2035年までの一つの筋道として2030年というのが出てまいりましたが、ここのマイルストーンで我々として問題だと思えるのは、やはり、デジタル田園都市国家構想の2027年度末、光世帯カバー率99.9%というのを踏まえていないマイルストーンになっているというところはやはり問題だろうと思います。したがって、この2035年時点での、固定電話ユーザ数500万という妥当性というのは、やはり本当に500万なのかという疑義があるところでございます。ＮＴＴ様におかれましては、このデジタル田園都市国家構想を踏まえた、このＦＴＴＨ回線とか、あるいはその上にあるひかり電話回線の需要予測というのはどうなるのか、これも含めて数字をお示しいただくべきであろうと思います。

それから、もう1点、赤字についてでございます。今回の赤字ということで900億円とかいう数字も出ておりますけれども、これはＮＴＴさんというよりも事務局に対してかもしれないですが、もし赤字に対して本格的に向き合うのであれば、やはりＮＴＴの加入電話の級局別料金というんですか、コストに基づかない公用料金、こちらをやはり見直して、都市部も条件不利地域も全国一律の料金とした上で、赤字を解消する方法というのも含めて、検討を丁寧に進めるべきではないかなと思います。それによって赤字の額が桁違いに変わってくるということもございますので、この点、御留意いただければと思います。

あと最後、これはＮＴＴさんの今回の要望の中にありますが、メタルが残る限り交付金制度を維持するようＮＴＴさんが求められていると。であるならば、やはり、あまねく提供責務、これはいろいろなバリエーションあるのかもしれませんが、あまねく提供責務というのはやはり維持すべきだと思います。細かい、他のいろいろと指摘したい事項もございますので、それは次回またまとめて御指摘させていただければと思います。以上です。

【三友主査】 ありがとうございました。御意見として承りたいと思います。

ありがとうございます。一応お手を挙げていらっしゃる方皆さん御発言をいただいたと思います。まだ御意見、御発言あるかと思いますが、すいません、時間の関係で、

次の議題に移らせていただきたいと思います。

次は、事務局からユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保に関する検討課題、これについて御説明いただいて、その後、質疑、意見交換の時間を5分程度取りたいと思います。それでは、よろしくお願いします。

【柳迫事業政策課調査官】 それでは、資料8-4、ユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保に関する検討課題について御説明します。ちょっと時間もあまりございませんので、ポイントを簡潔に御説明します。

1ページを御覧ください。検討課題2-1としまして、固定電話について、引き続き特定電気通信役務としてプライスカップ制度の対象とするかということで、考慮すべき点を①から⑥まで記載してございます。

①は、メタル固定電話や公衆電話につきましては、需要の減少が大きく相対的に利用者利益への影響が低下していること、②は、設定された基準料金の水準を大きく下回る状況が相当期間継続していること、③は、需要の減少が見込まれる中、このプライスカップの生産性向上見込率の算定に当たって、算定に限界があるということで、プライスカップ制度そのものを維持するのが今困難になりつつあること、④は、特定電気通信役務の制度につきましては、専用役務を対象外とした以外に見直しが行われてないということで、環境変化を踏まえて、根本的な見直しを行う必要があること、⑤は、NTTから、メタル設備の縮退ですとか、電話自体の規制ルールを廃止すべきという意見が示されていること、最後⑥は、昨今の物価上昇局面でございまして、利用者料金の上昇を抑制する仕組みは引き続き考えられること、これは次の基礎的電気通信役務の在り方も含めて御検討いただければと思います。

3ページを御覧ください。検討課題の2-2、今度は基礎的電気通信役務の料金の低廉性をどう確保するかでございまして。

基礎的電気通信役務につきましては、適切性・公平性を確保するために、約款の届出義務がありますけど、料金の水準について規制内容が明確でないところが課題でございまして。そこで、今回、検討課題としましては、約款の届出義務が課される者に対して、都市部以外の地域で都市部の料金を上回る料金の設定を認めないことについて、どう考えるかとしてございまして。考慮すべき点として、以下、①と②がございまして、①が、ユニバーサルサービスについて差別的な地域別料金を原則認めないことによって、競争が働く地域と働かない地域で価格差が生じないようにすることを提案する意見があること、②が、諸外国

において、例えば、ブロードバンドの料金は都市部と同等の料金を求める規律を採用する例があること、これらも踏まえながら、御議論いただければと思います。以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。それでは、ただいまの内容につきまして、皆様の御意見を伺いたいと思います。チャット欄から発言の旨お申出ください。

それでは、相田構成員、お願いします。

【相田主査代理】 固定電話に関して、やはり基本料金部分と通話料金部分とで大分事情が違うということは指摘させていただきたいと思います。PSTNマイグレーションでもっとも通話料については、要するにトラフィックセンシティブな部分については、通常のIP電話と合流してというんでしょうか、なりましたので、まだまだいろいろコスト低減化の余地とかいうのはあるかもしれないんですけども、基本料金部分については、先ほどの議論で、もうどうにもいかない事態になっている。そこに加えて、今まで通話料金の遠近格差がある前提の下で、公用料金ということで級局というのをやっていたのが、結果的に現在逆ざや的になっている。後ろの結果との関係でいえば、コストが高い地域の基本料金が安くなっているというような状況になっているということをどう対処していくのか。

それから、プライスカップの制度自体は国民に不可欠なサービスの低廉性を守るということで、考え方としてはいいと思うんですけども、実態として今プライスカップよりもずっと低い料金が設定され、それで赤字となっているという、このゆがんだ状態というのを、今ちょうど、KDDI山本様からも御指摘ありましたけれども、考えていくということが重要なかなとも思いました。以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。級局制がまだ残っている状況でございまして、ただいまいただいた御発言は、先ほどの山本さんからの御発言とともに、非常に重要なポイントだと思います。どうもありがとうございます。

続きまして、林構成員、お願いします。

【林構成員】 ありがとうございます。事務局資料でいうと検討課題の2-2の部分ですけれども、たしか加入電話の基本料というのは、エリアごとに、1級、2級、3級の3段階に分かれていて、回線数の多い都会ほど基本料が高くて、回線数の少ない田舎ほど基本料が安くなる、こういうシステムだと理解していますけれども、ユニバーサルサービスの趣旨というのは料金の地域間格差がないと、あるいは都会と同じ料金であるということ

でもあると思うので、せっかくの機会ですので、この辺りを全国同一料金とすることも含めて、コスト負担の在り方について、しっかり議論することがやっぱり必要なと、事務局の説明を聞いて思いました。ちょっと感想めいた話ですけど、以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。御意見として承ります。

春日構成員、お願いします。

【春日構成員】 私の方からはN T Tさんの方に質問で、3点ほど、最終保障提供責務について教えていただきたいと思うんですけども、まず、1点目なんですけれども、あまねくから最終保障提供責務に変わる場合に、コスト負担の面が今まで強調されてきたと理解していますけれども、あまねくから最終保障提供責務に見直した方が、マイグレーションがうまく円滑に進むとか、積極的な理由みたいなもの、こういうふうになれば移行が円滑に進むんですよと言えるようなことが逆にあれば、教えていただけるとありがたい、というのが1点目の質問でございます。

それから、2つ目なんですけれども、もし仮にあまねく提供責務から最終保障提供責務に変わるとした場合に、メタルがまだ結構残っているのに新しいものに変えてしまうという、縮退してしまうというようなことがあり得るのかということを一応確認させていただきたいと思います。

更に縮退していくような可能性があるとするならば、その業務区域というのはどういうふうに考えていらっしゃいますか。先ほど林委員の方から現行では都道府県単位になっているのではないのかというお話がありましたけれども、都道府県市町村で、何か今回は町字という区分もユニバーサルサービスの段階では出てきていますけれども、その単位について何かお考えのところが現時点であればお聞かせいただきたい、これが2点目でございます。

それから、3点目なんですけれども、既存事業者が撤退した場合に空白期間が生じるというところが懸念されていて、これを規制で回避しようという考えが今出てきていると思いますが、N T Tさんとして、もし仮にサービス提供を停止していた地域にあらためてサービス提供を行うことになった場合、最終保障提供責務を履行する上で、準備期間がどれくらい必要か、準備に要する期間として空白期間をつくることなくサービス提供が可能だと想定されておられるかという点を、もし分かれば教えていただきたいというのが質問でございます。以上3点でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。ちょっと時間がないので、最初に質問を

お受けしてからとしたいと思いますので、お願いします。

山内構成員、お願いいたします。

【山内構成員】 2－1と2－2なんですけど、上限価格制の委員会ずっとやってきたので、具体的に見ている観点から申し上げたいんですけど、この2－1に書かれている①から⑥までのことというのは、ほとんど、そのとおりだなと思っています。そのとおりというのは、特に③とか④とか、実際にプライスカップの上限を計算すること自体が難しくなっているというのは技術的な問題としてあって、具体的にはまた、料金が、プライスカップのバインディングを受けないというのが実態なので、これどういうふうに考えるかという、やっぱり全体を考え直す必要があると、抜本的な見直しと書いてありますが、それは必要だと思っています。

それから、2－2については、これは基礎的電気通信役務をどういうふうにするんだって、全体像と、それから全体の中での、対するその費用負担の話というのは、もうこれも根本的に議論しないと出てこないんじゃないかなと思っています。

御参考までに言うと、鉄道というのは、昔、国鉄の時代には全国一律の賃率だったんですね。それを、それでは、あまりにもコストと離れているというので大都市地域とそれ以外の地域を分けたんだけど、それでもあんまりその大きな格差はない、そのくらいのものでやってきました。ただ、あれ、分割民営化してからまたそれも維持されたんですけど、今それを見直そうという雰囲気にもなってきています。そんなことも御参考になるかなと思っています。以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

続きまして、岡田構成員、お願いします。

【岡田構成員】 成城大学の岡田です。

まず、検討課題2－1の方ですが、やはり現状から考えて、もうプライスカップもあまり意味がないのかなという、そういう印象を持ちました。この事務局が御指摘になっている論点、いずれもそのとおりだなと感じましたので、この際、そもそもこういう上限を設定する必要性が本当にあるんですかということから根本的に見直していただくのがよろしいかなと思います。

それから、2－2の方ですが、料金低廉性ということに関連して、料金構造にわたる議論が今出ています基本料金を含めた、そもそも電話網移行円滑化委員会、私も参加していたんですけど、その最初の頃に私、全国一律料金になるならこの級局別な料金の格差と

いうのはおかしいんじゃないか、合理性がないんじゃないかというようなことを申し上げたんですが、議論が複雑化するということがあったのか、それは受け入れられずに至っていると、ここの時点でこの議論をまたするのかということですね。

よく考えなきゃいけないのは、その代替サービスへの移行を促すというときの参照点になるのは、現在の級局ですね、基本料金含めた料金構造であって、ここをいじるということは消費者の選択に大きなインパクトを与えることになります。ですので、これを全国一律にするということがこの時点で行うことが、2035年に縮退するメタルの基本料金の在り方をこの時点でいじるということがどう影響を与えるのかということも含めて検討する必要がある、このような印象を受けました。私からは以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。非常に重要な御指摘だと思います。

ソフトバンクの山田さんから御発言をいただいた後にN T Tから御回答いただきたいと思います。

山田さん、お願いします。

【ソフトバンク株式会社（山田統括部長）】 ソフトバンクの山田です。ありがとうございます。

今映していただいているページについてなんですけれども、今回、新たにその基礎的電気通信役務の料金の低廉性に関する考え方が事務局の方から出されたものと認識しています。基本的に、この考え方、都市部の低廉性というものは、料金が安いとかいうよりも、都市部との料金差、都市部以外と都市部で同等の価格であるべきといったような方向性を促しているものと認識しましたけれども、今後の考え方は非常にリーズナブルではないかなと考えております。といいますのも、やはりもともとユニバーサルサービス制度が地理的格差の是正ということであれば、この考え方は非常にあり得るのではないかと考えております。

その前提で、2点、ちょっとコメントさせてください。一つは、都市部と都市部以外で料金を一律に促すような方向に見えるんですけれども、例えば、その全国を1社で提供している事業者と、また一方で電力系事業者さんみたいに地域ごとに事業者、事業を行っている会社がございまして、例えばその地域別に全国事業者は競争に対応していかなくちゃいけないということで、場合によっては地域別に競争対応というのが必要になる可能性がございまして。なので、これがもう完全に全国一律でなければならないといったようなことだと、その辺りに対する柔軟性というのを欠くことになってしまうんじゃないかなと思います。

すので、考え方としては、基本的に都市部とそうじゃないところ、同等であるべきというところは賛同いたしますが、制度設計においてはちょっと細かなところの配慮が必要かなと思いましたというのが一つです。

もう一つは、この都市部の料金というのはあくまでやはり競争可能な、競争によって落ち着いた価格であるべきだと考えておりますので、今のプライスカップの名残で、例えばその残っている価格というのがそのまま残るべきなのかどうなのかというのは、そこはいろいろと、他の指定電気通信設備制度であるとか、そちらへの影響なんかも踏まえて考える必要があるんじゃないかと思いました。以上でございます。ありがとうございます。

【三友主査】 ありがとうございます。関口構成員からは先ほどの山内構成員の御発言に賛同という御意見をいただいております。

それでは、ちょっと時間を超過して大変申し訳ないんですけど、あと5分だけ延長させていただきます。N T Tさん、先ほどの質問に対しての御回答をお願いします。

【日本電信電話株式会社（服部執行役員）】 服部でございます。先ほど、春日先生から御指摘いただいた御質問3点でございます。最終保障提供責務の方があまねく提供責務よりもマイグレーションが進むといったポジティブな影響があるかという御質問についてですが、N T T東西が最終保障提供責務を担うということは、制度全体としては、様々なサービス提供事業者がいる前提があったうえで最終保障するということですので、結果的に様々な事業者のサービスを組み合わせて提供することで、利用者の移行先の選択肢が広がる側面があり、そのような多様性が結果的にマイグレーションにポジティブに貢献するということは考え得ると思います。

2点目のメタルを利用されている方がまだ残っている状態で、メタルから移行サービスに変わることが起こり得るのかという御質問については、先ほどの試算の説明の中で、一定年限を超えた場合には面的な移行を進めていくことを想定していると御説明しましたが、この面的な移行の段階では効率的にこのサービス移行を進めていくため、ある程度メタルの利用者が一定数いるような区域であっても、移行先のサービスで提供するような形にして、面的にメタル設備を縮退することを考えております。それを非常に広いエリアで一括に行うことは、説明の負担やお客様にも負担がかかるため、今後、どの程度の範囲でやっていくのかは、例えば、都道府県、町字、あるいはより意味のある分け方をした方がよいのかということをもう一段検討を進めたいと考えています。

最後、空白期間が生じないためにはどの程度の期間が必要かという点については、以前

のプレゼンで、例として最低でも半年程度は必要と申し上げたことはありますが、どのような環境のエリアで最終保障提供責務を履行するかに大きく依存すると考えています。例えば、撤退する事業者の営業エリアと我々の既存の営業エリアの距離、とりわけ、離島の場合は、大きなリードタイムが必要となるため、この場で一律にこの程度の期間があればどこへでも最終保障提供責務を履行できるといったことを申し上げるのは御容赦いただければと思います。

【三友主査】 ありがとうございます。春日構成員、そういうことでございますので、まだ御意見あるかと思えますけれども、その節は事務局の方にお伝えいただければと思います。

ありがとうございます。一応、今、お手を挙げていらっしゃる方全員御発言いただきました。すいません、ちょっと時間を超過いたしました。本日は以上で終了したいと思います。

大変多くの意見が出ましたので、なかなかまとめられないんですけれども、最後の点については、これまでの規制の在り方をやはり見直すべきではないかという御意見が多かったと思います。ただ、近い将来なくなるものに対して、今、手を入れるべきなのか、それにどれだけの価値があるのかという御意見についても、やはり耳を傾けるべきと思いました。

それから事務局から、2030年程度を目途にということでありまして、一定の理解を得られたと思います。2030年ぐらいまでを射程とすることが適切であるということだと思えますけれども、その後の2035年以降のこともやはりある程度見据えた上での2030年である必要があるだろうということでした。

それから、固定電話の単体サービスは、やや議論がそこに集中しがちなんですけれども、本来はブロードバンドの方への移行を考えていかなければなりません。N T Tがしっかりと既存の利用者を保護した上で円滑な移行を進めることが重要です。その際に、これまでのあまねく提供責務から最終保障提供責務、これはN T Tを担い手としたという上でございますけれども、N T Tを担い手としてあまねく提供責務から最終保障提供責務に見直すべきという意見がございました。

ただ、若干慎重な意見もございましたので、今後もう少し議論する必要があると思いますが、特に国民、利用者の視点に立って議論を進めることが必要ではないかと思います。

私を感じたところを、以上簡単にまとめさせていただきました。

本日も議論、議事全体でまた追加の御質問、あるいは確認事項がある場合は、文書で事務局の方にお送りしていただきたいと思います。

質問の相手方は、プレゼン者には限りません。事務局で後日回答を集約していただきたいと思います。

すいません。ちょっと長くなりました。それでは、最後に事務局から今後の予定をお願いいたします。

【渡辺事業政策課係長】 次回会合の日時、議題等については、別途御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

【三友主査】 それでは、本日はこれにて閉会いたします。長い時間御議論いただきまして、ありがとうございました。